

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

令和3年2月5日
-242号-

消費生活トラブル情報

事例編

周りの方の見守りも大切！

新聞購読の契約でのトラブル

相談事例

〇×新聞の販売員が自宅に来て、新聞の購読契約を案内された

景品をたくさん
もらったから
断りづらいし



今すぐでなくても3年後
から5年間の購読で願
いしますね。
この景品も全て置いてい
きますから！

今読んでる新聞の契
約はちょうど3年後に
終わるから、契約し
てもいいかな

大量の景品を受け取り、3年後から
5年間の購読契約をしました

2年後

最近、目が悪くなり
新聞が読めなくなっ
たし、老人ホームに
入居するので、来年
からの購読契約を解
約したい。



解約はできません。
どうしてもというなら、
あの時受け取った景品代
10万円払ってください。

アドバイス編

は次のページ（裏面）に！

参考：独立行政法人国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130822_1.html)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

消費生活トラブル情報

アドバイス編

周りの方の見守りも大切！
新聞購読の契約でのトラブル

アドバイス

長期の契約や、数年先からの契約は避ける

- 販売員に「いつでもやめられる」と言われても鵜呑みにしない！

購読の意志がなければきっぱり断る

- 高額な景品を受け取らない！景品につられて契約しない！

※ 新聞の景品には上限額があります

望まない契約はクーリング・オフ

- 契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます！

※ 期間を過ぎていても、販売方法等に問題があった場合はクーリング・オフできる可能性があります

- トラブルになったらすぐに消費生活センターに相談！

高齢者の場合は家族や周囲の見守りが必要です

参考：独立行政法人国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130822_1.html)

警察からの注意情報

還付金詐欺の被害や不審電話が増えています！

→ 「還付金があるからATMに行って」は詐欺です！



電話で「お金」、「キャッシュカード」、「ATM」の話は詐欺です！



不審な電話はすぐに切って、警察に相談しましょう

参考：山口県警察本部「防犯情報」

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスや友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の解決(ベル)を喚起する」情報発信ステーションとしての機能もあることから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●遺棄販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス類)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など各団体での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口横にもパンフレットなど豊富な情報提供が可能なコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。